

小牧市告示第 7 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、「小牧山歴史館使用料」「小牧山城史跡情報館使用料」「小牧山歴史館販売品売上代金」「小牧山城史跡情報館販売品売上代金」の徴収事務を、令和 7 年 4 月 1 日付けで次に掲げる者に委託した。

令和 7 年 4 月 1 5 日

小牧市長 山 下 史守朗

受託者 小牧市小牧二丁目 1 0 7 番地

一般財団法人こまき市民文化財団

理事長 山下 史守朗

指定公金事務取扱者に指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで